

Weekly コラム

令和2年12月15日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

国税庁：ひとり親控除及び 寡婦控除に関するFAQを公表！

国税庁では、ホームページ上において、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）」を掲載しております。

それによりますと、同FAQは、2020年度税制改正における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたことに伴い、改正の概要、適用開始日、源泉徴収の際にひとり親控除の適用を受けるための手続きのほか、改正前後における「ひとり親」等の判定関係など、全部で11問からなります。

改正の適用は、2020年分以後の所得税から、具体的には同年分以後の年末調整（同年分の年末調整については同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年4月1日以後であるものに限り）及び確定申告において適用されることとなります。

そして、改正前は寡婦、寡夫又は特別の寡婦に該当していなかった者が、改正後にひとり親に該当する場合は、2020年分の年末調整において、ひとり親に該当する旨を申告する必要があります。

この申告は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」により行いますが、2020年分の同申告書には「ひとり親」欄はありませんので、申告の際は、同年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与等の支払者に提出する2020年分の同申告書の「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど適宜の方法により、ひとり親に

該当する旨を記載して申告するよう説明しております。

また、改正前の寡夫又は特別の寡婦の該当者が改正後ひとり親に該当する場合、2020年分の年末調整では、ひとり親に該当する旨を申告する必要はありませんが、2020年分の年末調整では、ひとり親控除として35万円の所得控除が適用されますので、給与等の支払者においては、年末調整をする際、寡夫控除として27万円の所得控除を適用しないよう注意を促しております。

そのほか、2021年1月以降の源泉徴収では、来年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与等の支払者に提出し、「ひとり親」又は「寡婦」に該当する旨を申告することなどの変更点を載せておりますので、ご確認ください。

（注意）

上記の記載内容は、令和2年8月17日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。